ITF2019 11.8(金)~11.11(月)
台北南港展覧館

台北国際旅行博

Taipei International Travel Fair

日本ゾーン
出展募集要項

2019 年 4 月

公益社団法人　日本観光振興協会

■　目次

※本募集要項に記載の開催情報は２０１９年３月時点で ITF 主催者（台湾観光協会）より提供されている情報をもとに作成しております。主催者により予告なく変更される場合がございますので予めご了承ください。

ITF2019 11.8(金)~11.11(月)
台北南港展覧館
台北国際旅行博
Taipei International Travel Fair

1　台北国際旅行博（ITF）の紹介

● 台湾最大規模の旅行博

1987 年から始まった台北国際旅行博は、今年で第 27 回目をむかえる**台湾最大の旅行博**です。会場をそれまでの世界貿易センターから新たに南港展覧館に移した 2018 年は、60 の国と地域が出展し、小間総数 1700、4 日間の**来場者数は 37 万人**を超えました。会期中は、世界各国の観光関連の企業・団体が出展し、ステージイベントが催されるなど、観光推進やビジネス機会の創出に貢献しています。

● 日本ゾーン（日本館）

公益社団法人日本観光振興協会がとりまとめを担う「日本ゾーン（日本館）」は、これまで 20 年以上にわたり ITF に出展をしてまいりました。年々出展規模を拡大し、昨年は **75 団体・165 小間という参加国の中でも最大規模での出展**を行いました。日本ゾーンは来場者からも人気のエリアであり、旅行関連商品・サービスや最新の観光情報などの展示のほか、台湾のお客様に日本の観光地や旅行商品・サービスなどをアピールする絶好の機会となります。

● ITF 出展者メリット

■ 出展者及びパフォーマンス団体前日記者会見

展示会前日に、国内・海外メディアの記者約 200 名が集まる記者会見を行い、各出展者及びパフォーマンス団体を宣伝します。
（2018 年実績：日本ゾーン出展者からはワールドコスプレサミットが参加）

■ ウェルカム・レセプション（Happy Hour）

展示会参加への感謝と、業界内交流促進のため、交通部観光局主催で、国内・海外のバイヤー及び出展者を招待します。

■ メインステージ・パフォーマンス

世界各国の民俗芸能等のパフォーマンスにより、来場者やメディアに自国の文化特色や民族性を知ってもらうことにより、観光推進を目指します。
（2018 年実績：日本ゾーン出展者から 6 団体出演）

■ 旅行商品（プロダクト）プレゼンテーション

来場者に向けて旅行商品や観光地の魅力のを PR するため、プレゼンテーションの場を設けています。（2018 年実績：日本ゾーン出展者から 12 団体参加）

■ ホームページにて情報掲載

開催期間の前約 1 ヶ月（2019 年 10 月 8 日～11 月 11 日予定）、出展者より提供されたブースのお得情報は、ITF のホームページ、フェイスブックなどに掲載されます。

※メインステージ、プレゼンテーションに関する詳細や参加条件等につきましては、出展資格確定後、第２報にてご案内いたします。出演希望多数の場合は、出演のご希望に添えないこともございますのでご了承ください。

● 昨年実績（ITF2018）

【2018 台北国際旅行博（ITF2018）】

期　　間	：	2018 年 11 月 22 日（金）～11 月 25 日（月）
場　　所	：	台北市・南港展覧館 1F・4F（日本ゾーンは 1F）
参加国・団体数	：	60 ヶ国・地域　950 団体（うち日本ゾーンは 75 団体） （日本ゾーンの出展団体一覧は本要項の末尾添付参照）
出展小間数	：	1,700（うち日本ゾーン 165）
来場者数	：	376,773 人（4 日間合計） [11/23(金)78,365 人、11/24(土)99,103 人、11/25(日)119,537 人、11/26(月)79,768 人]

■ 幅広い層の来場者

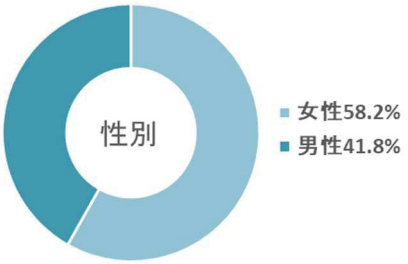

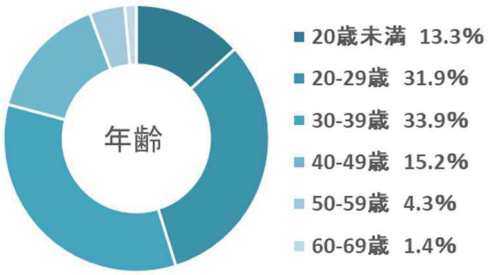

■ 台湾最大規模の来場者数!

■ メディア露出価値総額 NT$ 2 億超え!

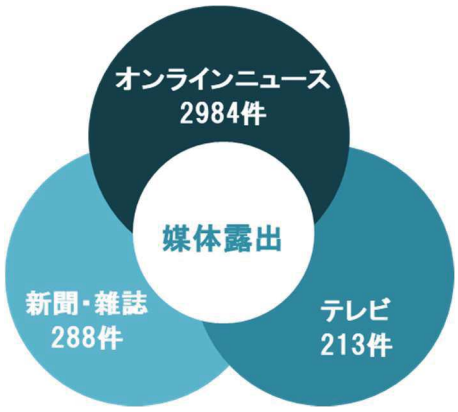

■ 旅行・観光に関心をもつ来場者へアプローチ可能

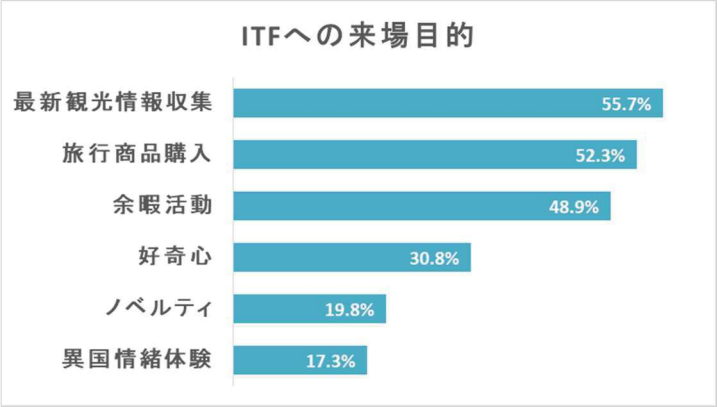

■ 出展者業種

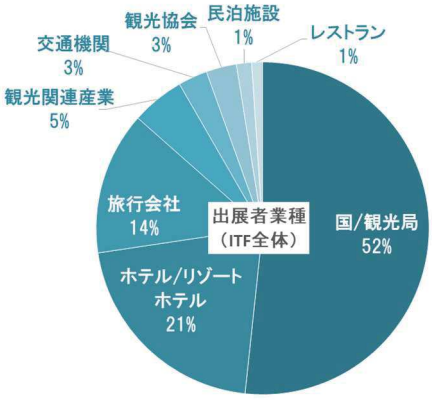

2　ITF2019 の開催概要

● 開催情報

名　　称	：	日本語：2019 台北国際旅行博（略称：ITF2019） 中国語：2019 台北國際旅展 英　語：Taipei International Travel Fair (Taipei ITF 2019)
主　　催	：	財団法人　台湾観光協会
日本ゾーン主催	：	公益社団法人　日本観光振興協会
開 催 期 間	：	2019 年 11 月８日（金）～11 月 11 日（月）
開 催 場 所	：	台北市・南港展覧館 1F・4F（日本ゾーンは 1F）
公 式 サ イ ト	：	http://www.taipeiitf.org.tw/
出 展 小 間 数	：	出展小間総数　　：1,800 日本ゾーン小間数：180 予定
参加国・地域	：	６０ヶ国・地域
指　　導	：	交通部
後　　援	：	交通部観光局
協　　賛	：	チャイナエアライン、エバー航空ほか
出 展 資 格	：	国内・海外の観光機関、航空会社、旅行代理店、ホテル、リゾート、民泊施設、テーマパーク、客船、鉄道・バス、レンタカー会社、観光刊行物出版社、及びその他観光産業。（但し、共通宿泊券、食事券、会員カードなどの代理販売店の出展は固くお断り致します。）

● 会期中のスケジュール

日程	時間	行事・スケジュール等
11/8（金）	10：00～10：30 10：00～18：00 12：00～18：00 終了後（時間未定）	オープニングセレモニー 展示会／メインステージパフォーマンス 旅行商品プレゼンテーション ウェルカムレセプション（予定）
11/9（土）	10：00～18：00 10：00～18：00	展示会／メインステージパフォーマンス 旅行商品プレゼンテーション
11/10（日）	10：00～18：00 10：00～18：00	展示会／メインステージパフォーマンス プロダクトプレゼンテーション
11/11（月）	10：00～19：00 10：00～18：00 16：30～17：00 19：00～24：00	展示会／メインステージパフォーマンス 旅行商品プレゼンテーション 閉会セレモニー 手荷物搬出・ブース撤去

※上記スケジュールは、ITF 主催者により今後予告なく変更される場合があります。

3　ITF2019 日本ゾーンの出展募集要項

①　出展までの流れ

1
出展団体募集
2019年4月8日(月)～2018年5月31日(金)17時半
[WEB申込受領メール送信]

2
申込審査
申込受付期間終了後～6月上旬

3
出展団体決定
[出展確定メールの送信]
2019年6月上旬予定

4
出展料ご入金〆
2019年7月31日(水)

5
第2報(出展諸手続に関するご案内)発送
2019年7月下旬～8月初旬(予定)

6
各種お手続き
2019年7月下旬～10月

7
最終報(ITF当日に関するご案内等)発送
2019年10月中旬頃

8
ITF本番
2019年11月8日～11日

＊　日本ゾーン内におけるブース位置のレイアウト決定は７月上旬を予定しておりますが、状況によりレイアウトの決定時期が変更になる場合がございます。

＊　「５：第２報発送」以降は、日本観光振興協会より事務局業務を受託するITF 日本ゾーン事務局が窓口となります。当該 ITF 日本ゾーン事務局の連絡先詳細につきましては、第２報発送時にご案内させて頂きます。

② 小間仕様・出展料

（ｉ）小間の種類・サイズ	
シェルブース	W3,000×D3,000×H2,500mm／小間
	標準の付随備品は後述（ⅲ）を参照ください。 （ITF 主催者(台湾観光協会)の意向により、日本ゾーンシェルブースには、出展者団体名パラペット上部に日本ゾーン独自の共通装飾が施工されます。）
土間渡し	W3,000×D3,000×H2,500mm／小間
	２小間以上かつ出展者ご自身で施工業者を手配される場合などにご利用下さい。
	・土間渡しは、シェルブースに付随する備品内容は一切含まれておりません。

（ⅱ）出展料／小間　（※下記金額は 1 小間あたりの金額です）

形態	出展料合計	内訳：小間料金	内訳：事務手数料
シェルブース	407,000 円	358,400 円（非課税）	48,600 円（税込）
土間渡し	368,400 円	336,000 円（非課税）	32,400 円（税込）
※日本観光振興協会の会員様は、事務手数料から 16,000 円（税込）／小間を割引いたします。			

（ⅲ）シェルブースの標準備品　（※当該備品は土間渡しには一切付属いたしません）

- 後壁面、側壁面
- 出展者団体名パラペット（社名版）、ブース番号
- 日本ゾーン共通装飾
- パンチカーペット
- スポットライト３灯
- 単相 110V/5A コンセント１個（電力 500W 含む）
- インフォメーションカウンター1 台
- 折りたたみ椅子２脚
- ゴミ箱１個

＜側壁面についての注意事項＞
※角小間は、通路側の壁面は付帯しません
※複数小間の場合、各小間の間の壁面は付帯せず、追加する場合は有料となります。必要な場合は各小間を個別にお申し込み下さい。
＜電気についての注意事項＞
電気：スポットライト３灯、または単相 110V/5A コンセント 500W を超える電力を使用する場合、追加料金が発生します。電力供給は主催者指定の電力会社となります。

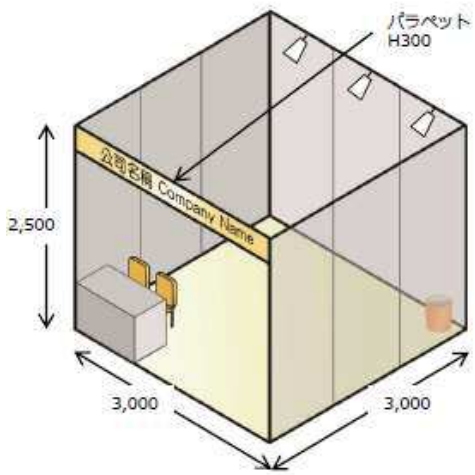

※その他の追加備品のレンタルについて

追加備品の品目・金額等につきまして、昨年度の参考価格が必要な場合は「お問い合わせ先（１２ｐ）」までご連絡下さい。なお、当該追加備品は、ITF 主催者が指定する施工業者からのレンタルとなります。そのため 2019 年度のレンタル価格は施工業者の決定後となりますので、正式な価格は第２報にてご案内させていただきます。

③　出展方法（申込・支払等）

（1）　申込受付期間

2019年4月８日（月）～2019年5月31日（金）17時半まで

＊ 出展内容がITFの主旨にそぐわない場合は、受付をお断りする場合がありますので予めご了承下さい。

＊ 受付期間終了前であっても、申込数が販売小間数の上限に達した場合、受付を締切る場合があります。

＊ 理由の如何を問わず、受付期間前・期間後の申込は一切受け付けません。但し、６月１日以降、状況により再度申込を受け付ける場合があります。

（2）　申込方法

＊　受付期間内に、下記のWEBサイトよりお申し込み下さい。

https://form.qooker.jp/Q/ja/itf20191108/taipei/

＊　トラブル等を防ぐため、出展団体の事務局以外からのお申し込みは承ることができませんので、必ず出展を行う団体からお申し込みをお願いいたします。

（3）　出展資格の確定

＊　申込受付期間終了後、日本ゾーン主催者にて申込内容を審査いたします。ただし、出展確定に関する最終決定権はITF主催者（台湾観光協会）が有します。

＊　６月上旬に、日本ゾーン主催者より、「出展確定」のご連絡を、申込時にご登録頂いた担当者のメールアドレス宛に送信致します。

（4）　支払方法

＊　日本ゾーン出展資格確定の連絡後、請求書をお送り致します。請求書に記載されている指定の期日までに出展料をお支払下さい。（お支払期限は７月３１日頃を予定しております。尚、期限等は予告なく変更されることがございますので、予めご了承ください。）

＊　１小間あたりの出展料は、ご出展いただく小間の種類や当協会の会員／非会員により異なります。会員の判断基準は７ページ（10）をご参照下さい。

（5）　キャンセル料の規定

出展者様のご都合により出展申込をお取り消しされる場合には、下記の通りキャンセル料を申し受けます。

期日	キャンセル料
出展の申込受付開始日～2018年5月31日（金）	なし
2018年６月１日（土）～2018年７月31日（水）	請求額の50%
2018年８月１日（木）以降	請求額の全額

（6）　ブース形態の変更について

申込締切日 ５月31日（金）以降はブース形態（シェル／土間）の変更はできません。

（7） 販売小間数

来場者のニーズが高く、台湾から日本全国へ送客が期待できることから、例年、訪日旅行を取り扱う台湾旅行会社についても、日本ゾーン主催者企画として事前に小間を確保させていただいており、本年は 30 小間を予定しています。その結果、本年の日本ゾーン販売小間数は 150 小間となります。（日本ゾーンの配置により微増減する可能性があります）

（8） 小間数上限の設定

＊ １団体当たりの小間上限を原則「１０小間」とします。

＊ ただし、小間数上限内であっても、出展のお申し込み状況により、小間数の調整をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

（9） ブース位置の選択について

＊ ITF 主催者(台湾観光協会)の意向によりメイン導線沿い・角小間の配置は土間渡しを優先いたします。

＊ 詳細は８ページ、「④ ブース位置について」をご参照下さい。

（10） 日本観光振興協会会員の判断基準について

当該の出展団体が、日本観光振興協会会員であるかについては、出展団体又は出展団体の事務局（受託事業者をのぞきます）となっている団体が会員であるかどうかで判断いたします。具体例を下記に示します。

日本観光振興協会会員の判断基準【具体例】	
（ｉ） 出展団体が、会員	
例１：●●鉄道（会員） ●●市（会員） ●●観光協会（会員）	→会員として扱う
（ii） 出展団体が、非会員	
例２：××鉄道（非会員） ××市（非会員） ××観光協会（非会員）	→非会員として扱う
（iii） 出展団体自体は、非会員。ただし、当該団体の主たる事務局（又は幹事団体）が、会員	
例３：■■観光協議会（非会員）事務局の■■市が会員	→会員として扱う
（iv） 出展団体自体は、非会員。ただし、その委託先が、会員	
例４：▲▲市（出展団体・非会員）・▲▲代理店（▲▲市の受託事業者・会員）	→非会員として扱う
（v） 複数団体が共同出展し、一部団体のみが会員	
例５：●●市（幹事団体・会員）・××市（非会員）・▲▲市（非会員）合同ブース	
→幹事団体が日本観光振興協会会員の場合は、会員として扱います	
例６：××市（幹事団体・非会員）・●●市（会員）・▲▲市（非会員）合同ブース	
→幹事団体が非会員の場合は、非会員として扱います	

④ ブース位置について

ブース位置のレイアウト選定方針	
（1）地域ごとのゾーニング	
配置方針	● 日本ゾーン内の配置として、地域・業種を考慮したレイアウトを目指しております。 ● 地域ごとの出展団体数・小間総数などを考慮し、日本ゾーン内における地域ごとのゾーニングを検討します。そのうえで、次項に記載する検討要素をふまえ、各ゾーン内におけるメイン通路沿い・角小間の配置を行う予定です。
（2）メイン通路(6m幅)沿い・角小間	
検討要素	✧ メイン通路(６m幅)沿いは土間渡し優先 ✧ 小間数の規模（原則として複数小間優先。柱位置や数調整により例外あり。） ✧ 出展内容（販売やプロモーション活動による列形成・混雑の可能性有無） ✧ その他【申込順、日本観光振興協会の会員・非会員、（*2）の選択内容】

【諸注意】

＊ 本方針に関わらず、ITF 主催者の意向又は日本ゾーン内にご出展頂く台湾旅行会社のご要望等により、配置の調整・例外事項が生じる場合がございます。

＊ 本年の会場全体レイアウトは ITF 主催者にて調整中となります。日本ゾーン位置やステージ位置等の変更により、昨年とは異なる混雑動線等が予想される場合、ITF 主催者が決定した本年の会場レイアウト状況に応じて当該選定方針を調整させて頂く場合がございます。

◆ 柱位置によるブース形状への影響について（＊1）

※会場の仕様上、一定間隔で柱があります。
（11 ページ会場内図面の黒塗小間）
※複数小間での出展の場合、メイン通路沿い・角小間において、右［図 1］の例のような変則的なブースの形状になる場合があります。（日本ゾーンが配置される場所によっては発生しない場合もあります。）

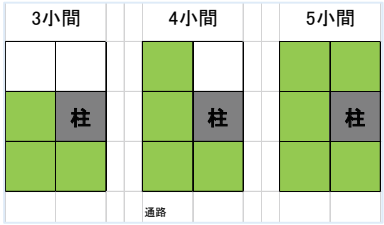

［図１］変則形の例

◆ 土間・３小間以上をご希望の場合、申込フォームにて、ブースの「配置」と「形状」について優先事項をお聞きする設問がありますので、A、B のいずれかをご選択下さい。（＊２）

Q：ブースの配置と形状について、優先事項のご意向をお聞かせください

A：**形状を優先**
メイン通路沿い・角小間の配置よりも、ブースの形状が四角形になることを優先したい。
（メイン通路沿い・角小間の配置が可能でも、ブースが図１のような変則形になるのであれば辞退する。）

B：**配置を優先**
ブースの形状が四角形であることよりも、メイン通路沿い・角小間の配置を優先したい。
（メイン通路沿い・角小間に配置できるのであれば、ブースが図１のような変則形になっても構わない。）

⑤　出展規則

本規則は、ITF2019 の主催者たる財団法人台湾観光協会（以下「主催者」）・日本ゾーン主催者たる公益社団法人日本観光振興協会（以下「日本ゾーン主催者」）と ITF2019 に出展を希望する者（以下「出展者」）との間に締結される契約（以下「本契約」）に適用されるものとする。出展者は、本規則の内容を承諾した上で、所定の申込フォームより申込を行うものとし、日本ゾーン主催者より出展確定通知の発送（電子メール送付）時点をもって本契約の成立とする。

☆申込手続の流れ（6 ページ参照）
【1.WEB 申込→2.申込内容確認メール送付→3.申込審査→4.出展確定メール送付→5.支払→6.申込手続完了】

（1）　ブース配置
主催者はブース配置及び変更に関する最終決定権を有する。配置の公表後に出展者からの配置変更希望等は受けかねる。但し会場等諸般の事情により公表後に変更する場合がある。

（2）　ブース使用
主催者の書面による許可なしに、ブースを他団体に配分、転貸、あるいは譲渡すること、配置ブース以外のスペースを使用すること、及びブースを展示以外の用途に使用することを禁止する。

（3）　共同出展
共同出展の場合、代表団体は申込時に、全出展団体のリストをまとめて主催者に申請する。（※日本ゾーンについては、申込時に当該リストを記入するものとし、追加・変更が生じる場合は、日本ゾーン主催者に通知し承諾を得るものとする。）

（4）　変更・延期
ITF2019 の開催日時・場所は本出展要項の記載に準ずる。不可抗力による変更により生ずる損失に関して、主催者（日本ゾーン主催者を含む）は一切の責任を負いかねる。開催中止の場合、各支出額を差し引いた残金を出展者に返金する。

（5）　キャンセル・返金
申込・支払手続完了後、出展をキャンセルする場合、書面にて主催者に申請する。（※但し日本ゾーン出展者については、日本ゾーン主催者に申請するものとし、返金規定は 6 ページ「（5）キャンセル料の規定」に記載の通り。）なお、主催者の申し出によるブース減または出展キャンセルの場合、返金は個別に対応する。

（6）　ブース図面
出展者自身がブースを設営する場合、ブース図面を 2019 年 10 月 5 日までに主催者に提出する（※日本ゾーン出展者についても図面の提出先は主催者となります）。ブース内にてステージを設置、大型バルーンを装飾、あるいはイベントを開催などの場合、図面にステージ前側と共有通路の最短距離（50cm 以上、ステージを十字通路付近に設置不可）、スピーカーの位置（音量は 85 デシベル以下、ブース内側に向ける）、及びバルーン直径・地面からの高さなどを明記する。

（7）　ブース設営
建材は耐火性のあるもの、消防法と建築基準法（できるだけ省エネ建材を使用）に適合するものとする。ブースサイズは規定の 3m×3m×2.5m に準じ、ただし、出展団体名・商品パラペットの高さは 4m まで可。展示物は主催者の規定に従い、他団体の迷惑にならないように設置する。

（8）　ブース放置
展示会開始時刻の 30 分前になっても会場入りしない出展者に対し、主催者（日本ゾーン主催者を含み以下本項に同じ）はそのブースを他団体に譲渡する権利を有し、その場合返金はしない。展示会期間中、ブースを 2 時間以上放置した出展者に対し、主催者はそのブースを撤去する権利を有する。展示会終了時刻前にブースが無人となっている場合、主催者は次年度以降の出展を断る権利を有する。

（9）　共有通路
展示会期間中、主催者（日本ゾーン主催者を含む）は不適切な展示物の撤去を出展者に求めることがある。出展者は共有通路を塞いではならない。

（10）　広告掲示
展示内容以外の広告の掲示、会場内での政治宣伝は禁止する。ポスター掲示、プロモーション活動、チラシ配布などは、各ブース内で行う。

（11）　商品券類保証許可
①会期中の各種商品（サービス）券（宿泊券、入湯券、食事券など）の販売は、台湾における各業種上級機関の規定に従い、券面の記載事項に注意する。
②有効期限は、保証期間内とする。

（12）　商品合法性
会期中に販売する商品は、台湾における各業種上級機関の規定、及び消費者保護法に従うものとする。

（13）　オンラインでの販売
ITF の名義を使用して宣伝・販売する商品（ITF 限定販売、ITF 特別価格など）は、開催前と会期中のネット販売は不可とする。開催後のネット販売の期間は一ヶ月とする。

（14）　音響設置申請
① 主催者指定以外の施工会社にブース設営を委託する場合、9 月 30 日までに書面にて施工会社の連絡先を主催者に提出する。
② ブース内にステージを設置し、イベントを開催する場合、スピーカーなど音響設備の音量は規定に従う。音響設置は、主催者の許可が必要。9 月 30 日までに委託する施工会社の連絡先と共に、書面にて主催者に申請し、主催者より「音響使用許可証」が発行される。会期中、音量規定に違反した場合、次回出展の際、音響の使用を禁止する。9 月 30 日以降の申請は、遅延料金 NT$ 5,000 が発生する。
（※詳細は第 2 報にてご案内予定です。）

（15）　出展者パス・出展者入場券
出展者パス・出展者入場券の偽造を禁止する。発見した場合は、直ちに没収し、法的措置をとる。

（16）　食品販売
会場内で加熱など調理することを禁止する。

（17）　撮影・録音
主催者（日本ゾーン主催者を含む）やメディアは宣伝のため、会期中の会場内の様子を撮影、録音する場合がある。予めご了承ください。

（18） セキュリティ
ブース設営より、会期中、ブース撤去までの期間、主催者はセキュリティ対策を行う。ご不便をかけることもあるため、予めご了承ください。展示物の損害保険については、出展者が各自手配する。展示物の遺失・損害賠償に関して、主催者（日本ゾーン主催者を含む）は一切の責任を負わない。

（19） 規則内容の補足
展示会をスムーズに行うため、主催者は随時、規則内容を補足する。補足条項は公告より 12 時間後、法的効力が生じ、本規則の一部となる。（※なお、出展資格確定後に日本ゾーン主催者が出展者に提示する案内事項（「第２報」「最終報」を含む）は本規則に付随するものとし、出展者は当該付随事項を遵守する。）

（20） 入場拒否
あらゆる状況や条件を考慮し、主催者の判断で非出展者の入場を拒否する場合がある。

（21） 撤去
展示会終了後、出展者は 11 月 12 日０時までにブースを完全撤去する。

（22） 規則違反
出展者が本規則に違反した場合、主催者（日本ゾーン主催者を含み、以下本項に同じ）は口頭で警告、あるいは撤去を要求することがある。違反事項により主催者側に損害が生じた場合、出展者に賠償を請求する。

（23） 紛争処理
本規則に関する紛争処理は、中華民国の法律に準ずる。訴訟の場合、第一審裁判所は台北地方法院とする。（但し、主催者が関与せず、紛争の当事者が日本ゾーン主催者と出展者の二者による場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。）

■商品券等に関する規則（出展規則 11 項に付随する詳細事項）

1. 会期中の各種商品（サービス）券（宿泊券、入湯券、食事券など）の販売は、台湾において定められている各業種上級機関の規定に従い、券面の記載事項に注意すること。なお、ITF 主催者（台湾観光協会）が確認するため商品券の画像データをアップロードし、様式、内容等について ITF 主催者の審査を受けるものとする。
※ITF 主催者が指定する期日までに、出展者にて ITF オフィシャルサイトに券面をアップロードし、様式、内容等について審査を受ける必要があります。
2. 商品券に関する交通部の現行規定により、発行者とサービス提供者の不一致によるトラブル防止のため、観光旅館業者、旅館業者、及び民泊施設の商品券の発行者は、実際に商品（サービス）を提供する者とする。また、消費者権利保護のため、商品券を第三者に委託販売する場合、券面に第三者名義及び委託販売期間を明記すること（観光旅館業者は、上級機関の許可番号も記載すること）。
3. 出展者が商品券販売を行う際の注意事項：
（1）有効期限の記載は不可。有効期限がある場合、「有効期限切れの場合、差額分を支払えば使用可能」と記載すること。
（2）保証許可は必須。担保金融機関名及び保証期間を明記すること。保証期間は、販売日より一年以上とする。
※必ず台湾の金融機関から、商品券発行の保証許可を受ける必要があります。
（3）平日、休前日、祝祭日などの定義を明確にすること。「各施設の規定に準ずる」及び「各施設は予告なく変更する権利を有する」との記載は不可。
（4）発行者は商品（サービス）を第三者に委託販売する場合、「消費者と第三者の間でトラブルが発生した場合、発行者は責任を負いかねる」という意味合いが含まれる記載は不可。

※当該商品券等の販売活動に係る一切の手続き（主催者への各種申請を含む）は、出展者自ら行うものとし、日本ゾーン主催者による手続き代行等は対応いたしかねますので予めご了承ください。

■販売活動等に関する注意事項（11 項及び１２項に付随する補足事項）

ITF で、観光・旅行に関連する商品をブース内で販売するためには、下記条件を遵守する必要があります。
１．統一発票［台湾での公式のインボイス（レシート・領収書）］を発行できること
※統一発票は、台湾で法人格がないと発行できません。
２．販売商品が、販売者の会社登記上の営業項目と合致していること
３．クレジットカード決済を使用する場合は電話線かインターネット回線を申込頂く必要があります。
※商品券・ギフト券を販売する際の注意については、前述「商品券等に関する規則」をご参照下さい。
※食品の販売・試食・サンプル配布も可能ですが、販売の場合は 16 項及び、統一発票の発行など商品販売に係る各規則を遵守下さい。

4　会場（アクセス・会場内図面）

■　アクセス

会　　場	台北市・南港展覧館　1F・4F（日本ゾーンは 1F）
住　　所	台北市 11568 南港區經貿二路 1 號
	Taipei Nangang Exhibition Center, Hall 1＜1F/4F＞
	（/No.1, Jingmao2nd Rd., NangangDistrict, Taipei City 11568, Taiwan）
ア ク セ ス	MRT 板南線（南港展覧館行）または文湖線（南港展覧館行）にて、
	『南港展覧館』駅下車　1 番出口直結

■　会場内図面（参考：2018 レイアウト）

※上図面は、2018 年度開催時のレイアウトとなります。

※ITF2019 の日本館及びその他エリアの配置、入場動線等は ITF 主催者にて調整中となります。
　赤枠は 2019 年 3 月末日時点で ITF 主催者より通知されている日本ゾーン位置の進捗情報であり、
　ITF 主催者の意向により今後予告なく変更される場合があります。

※会場の仕様上、一定間隔で柱（図面の黒塗箇所■）があるため、複数小間での出展の場合に変則的な形状になる場合がございますので予めご了承ください。（8ｐ参照）

5　その他ご案内

①　日本観光振興協会主催・商談会

（1）　日本観光振興協会主催 商談会のご案内について

日本観光振興協会主催 商談会は、例年 ITF の開催前日に、日本観光振興協会主催により訪日旅行に関する商談会として開催しております。2018 年は、台湾の旅行会社より 109 団体 262 名の担当者を招請し、日本からは 70 団体 361 名にご参加頂きました。

日　時：	2019 年 11 月 7 日（木）14：00～16：30 予定
場　所：	シェラトングランド台北ホテル　地下 1 F「福禄寿」（台北市忠孝東路一段 12 号）
参加費：	2018 年参考価格：32,400 円（税込）（ITF 出展団体または日本観光振興協会会員） 2018 年参考価格：43,200 円（税込）（ITF 非出展団体で日本観光振興協会非会員）

＊　日本観光振興協会主催商談会は、上記日程にて開催予定です。

＊　日本ゾーン出展者の皆様に、7 月上旬頃、別途商談会の募集要項をお送りいたします。
（商談会のみのご参加、ITF のみのご出展、いずれも可能です。）

＊　参加費は昨年度の参考情報であり、確定情報は前述の募集要項をご覧下さい。

【注】11 月 7 日（木）には ITF 主催者（台湾観光協会）により ITF 主催トラベルマートが開催されますが、当該トラベルマートは主に台湾国内の出展者に向けて行われるもので、台湾への旅行商品を取り扱う世界各国の旅行会社等が招聘されて商談を行うイベントです。このため、日本へのインバウンド商品を取り扱う旅行会社の担当は当該トラベルマートには参加いたしませんのでご注意下さい。

②　お問い合わせ

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

＜ITF2019 日本ゾーン主催者　担当窓口＞
公益社団法人日本観光振興協会 旅行振興部門
TEL:03-6435-8334　メール：itf@nihon-kankou.or.jp　（平日 9：30～17：30）

7 月の第 2 報発送以降、日本ゾーンに関する窓口は、当協会より事務局業務を受託する ITF 日本ゾーン事務局となります。当該事務局の連絡先については、第 2 報発送時にご案内いたします。

[参考資料] 2018 日本ゾーン出展団体一覧

	出展団体名	小間数	Booth No.
1	北海道観光振興機構	4	I812
2	東北ブロック広域観光振興事業推進協議会	5	J306
3	関東ブロック広域観光振興事業推進協議会	4	J107
4	昇龍道（一般社団法人中央日本総合観光機構）	2	J803
5	山陰山陽観光推進協議会	2	I211
6	四国ブロック広域観光振興事業推進協議会	2	I404
7	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	4	I108
8	株式会社オルゴール堂	2	I712
9	極上の会津プロジェクト協議会	2	J301
10	茨城県	1	J206
11	埼玉　－東京の北隣－	4	I314
12	公益財団法人東京観光財団	4	J101
13	富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会	2	J404
14	足利市 / 那須町	1	I412
15	一般社団法人渋川伊香保温泉観光協会	1	J605
16	品川区	1	J103
17	全日本空輸株式会社	6	I508
18	JR東日本	3	I506
19	東急グループ	2	J203
20	京成グループ[成田空港アクセス　鉄道・高速バス]	3	J303
21	京王グループ	1	J205
22	東武グループ	1	I413
23	東京モノレール	1	I506
24	株式会社はとバス	1	J104
25	ニッポンレンタカー	2	I511
26	星野リゾート	2	J504
27	ホテル　ドーミーイン	1	I503
28	三井不動産グループ	2	I504
29	株式会社ドン・キホーテ	3	I110
30	東京駅一番街	2	J105
31	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	3	I603
32	株式会社ルミネ	2	I706
33	Japan Duty Free GINZA　銀座三越8Ｆ店	1	J402
34	イオングループ	4	I501
35	株式会社KNT-CTグローバルトラベル	2	J705
36	株式会社横浜八景島	1	J403
37	日本インバウンド・メディア・コンソーシアム	1	I711
38	和テンション株式会社	1	I113
39	WOW! JAPAN	1	I806

	出展団体名	小間数	Booth No.
40	静岡県	6	I105
41	一般社団法人　南魚沼市観光協会	1	J503
42	上田市	1	J604
43	飛騨高山	2	J805
44	三重県菰野町	1	J707
45	ワールドコスプレサミット	1	J802
46	CENTRAL JAPAN（JR東海グループ）	6	J506
47	斑尾東急　ホテルタングラム/信濃町	1	J603
48	富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会	2	J703
49	神河町	1	I512
50	西日本旅客鉄道株式会社	1	I313
51	南海電気鉄道株式会社	4	I514
52	近畿日本鉄道株式会社	2	J708
53	阪急阪神ホールディングス株式会社	2	I101
54	京阪神好時光	2	I612
55	京都着物レンタル夢館	1	I513
56	一般社団法人 山陰インバウンド機構 / 雲南広域連合	2	I311
57	岡山県	1	I210
58	山口県観光連盟	1	I213
59	徳島県	1	I406
60	九州～四国ルート　愛媛県・大分県	2	I402
61	福岡（福岡県/福岡観光プロモーション協議会/西鉄グループ）	2	I301
62	佐賀県観光連盟	1	I103
63	公益財団法人みやざき観光コンベンション協会	2	I201
64	唐津市	1	I104
65	鹿児島県指宿市・霧島市・南九州市・南大隅町	1	I203
66	九州旅客鉄道株式会社	1	I204
67	西日本鉄道㈱・日田市・阿蘇市・九州産交バス㈱・日田バス㈱	2	I303
68	熊本電気鉄道株式会社/阿蘇くまもと空港国際線振興協議会（熊本県交通政策課）/株式会社くまもとDMC	3	I305
69	百順旅行社	2	J601
70	吉帝旅行社	4	I114
71	大興旅行社	6	I708
72	山富國際旅行社	2	I714
73	大榮國際旅行社	6	I308
74	雙向國際旅行社	2	J701
75	名生旅行社	2	J501
	出展団体合計	165